**平成２４年（フ）第２０８７号**
福岡県朝倉郡筑前町依井1503番地34
債務者　門田　和子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第１１６６号**
さいたま市北区吉野町１丁目440番地３
破産者　株式会社オーレ・カンパニー
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１６７号**
さいたま市北区吉野町１丁目440番地３
破産者　株式会社旬粋
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２９９号**
埼玉県川口市新堀688番１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県草加市谷塚上町674番地３
破産者　有限会社吉田製作所
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３０６号**
埼玉県蕨市北町４丁目５番13号
破産者　スターマックスインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９９２号**
北九州市門司区吉志２丁目５番８号
破産者　有限会社恒見タクシー
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１０９６号**
北九州市八幡西区三ツ頭２丁目12番10号
破産者　有限会社サカモト技研
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第２２４１号**
札幌市東区北21条東13丁目１番13号
破産者　株式会社Ｋテック
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３７３号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字横捲46番地12
破産者　有限会社ナカツルファーム
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１５号**
秋田市新屋南浜町２番９号
破産者　有限会社クドウデンキ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４３号**
群馬県伊勢崎市韮塚町297番地10
破産者　安部　文彦（旧姓鵜生川）
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１３０号**
千葉県山武市松ヶ谷ロ3056番地
破産者　有限会社緑海造園
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２０１８号**
横浜市栄区長沼町635番地
破産者　有限会社むとう商会
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成１８年（フ）第１０５７２号**
大阪市北区梅田１丁目１番３－Ｂ―200号
破産者　神野産業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８７３８号**
大阪市西成区橘３丁目19番26号
破産者　有限会社大興自動車
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４１４号**
大阪府東大阪市大蓮北４丁目８番25号
破産者　有限会社ステップ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２１２５号**
大阪市城東区成育２丁目13番11号
破産者　株式会社アスペック
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５９４号**
大阪府門真市沖町13番20号
破産者　なみはや建設株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１４８号**
大阪府箕面市白島１丁目７番25号
破産者　株式会社中村工務店
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２５０号**
大阪府吹田市南吹田１丁目７番23号
破産者　株式会社メディアワーク
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２８８号**
大阪市中央区瓦町３丁目２番10号
破産者　合同会社ｓｏｌｅｉｌ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３６９号**
大阪市中央区北浜３丁目５番19
破産者　濱村産業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部